

令和6年度 九州地域における事業承継施策普及のためのコンテンツ制作等業務  
請負先の公募について

標記の件について下記のとおり公告する。

令和6年8月26日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

九州本部長 井上 貴

記

1. 業務の目的

九州地方所在企業のうち57.2%の企業が、事業承継を経営上の問題とする企業及び後継者不在企業であり(※)、その割合は年々下がってきているものの、事業承継施策の普及は喫緊の課題である。円滑な事業承継実現のためには、経営者と後継者との意識共有、経営状況・課題の正しい認識、早期・計画的な事業承継の準備等の認識を浸透させ、実行に導いていくことが急務である。

事業承継施策普及のため中小機構九州本部では令和3年度より「継ぐモノ九州における事業承継 (<https://shoukei9.smrj.go.jp/>)」を運営している。本サイトは、事業承継の当事者(先代/後継者、支援者)による支援事例や地方自治体による事業承継支援の先行事例等を紹介することで、事業承継の機運を多面的に醸成することを目的としている。

本サイトに掲載するコンテンツ(九州やその他の地域での事業承継事例等)を制作し、サイトの運営管理を行うことで、現経営者や後継者・後継者候補、支援者の事業承継に対する意識変革・行動変容を図る。

※出所:「後継者問題に関する九州企業の実態調査(2022年)」2022年12月13日、帝国データバンク。

[https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/s221201\\_80.html](https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/s221201_80.html)

2. 業務内容等

(1) 業務内容

①事業承継事例等のコンテンツ制作

以下のテーマに関するコンテンツを制作する。

1) 地方自治体や地域支援機関による支援事例

事業承継の当事者である先代経営者と後継者(M&Aの場合は、譲渡し企業と譲受け企業)、支援担当者のインタビューについて記事を制作する。インタビューの対象者(事業承継の当事者)は、中小機構にて選定する。

## 2) その他事業承継に関する記事作成

上記1)以外に、請負事業者が自ら提案して、予算の範囲内で事業承継に関する記事を作成することができる。

### ②ポータルサイト運営管理

#### 1) コンテンツ掲載によるサイトの更新業務

上記①で制作したコンテンツ等を中小機構が設置するポータルサイト <https://shoukei9.smrj.go.jp/> へ掲載する等により運営を行う。サイトの更新頻度は月2回程度を想定。

#### 2) サイトの保守管理

本業務の請負期間中、本サイトにおいて技術的なトラブルもしくは保守対応の必要性が生じた場合には、中小機構と協議のもとでその解決に向けた対応を実施すること。

### ③ポータルサイトの閲覧数を増やすための施策

ポータルサイトに掲載したコンテンツの閲覧数を増やすための施策を実施する。提案に際しては、請負事業者自らが目標項目及び水準を設定する。施策としては、ネット広告、SNSの活用、PR用動画の制作等を想定するが、列挙したもの以外にも提案することができる。なお、SNSを活用する場合には、中小機構に協議すること。

## (2) 業務期間(契約期間)

令和6年10月21日(月曜)～令和7年3月14日(金曜)(予定)

## 3. 競争参加資格

(1) 中小機構の契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

※要領については当機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>

(2) 中小機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。※当機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等(301 広告・宣伝)」又は「役務の提供等(303 調査・研究)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者でないこと。
- (7) 仕様書等交付を受けた者又は仕様説明会に登録した者であること。

#### 4. 選考方法

- (1) 公募参加者から「企画提案書」等の提出を受ける。
- (2) 企画選考メンバーが、提出された「企画提案書」等により評価を行う。
- (3) 企画評価に合わせて価格評価も行う。
- (4) 企画評価と価格評価の合計点で、最も点数が高い1者を請負先として選考する。

#### 5. スケジュール

令和6年 9月 5日(木曜)	仕様書等の交付申込期限・仕様説明会参加申込期限
令和6年 9月 6日(金曜)	仕様説明会
令和6年 9月12日(木曜)	質問書提出期限(17時)
令和6年 9月17日(火曜)	質問への回答
令和6年10月 1日(火曜)	競争辞退届の提出期限(17時)
令和6年10月 2日(水曜)	企画提案書提出期限(17時)
令和6年10月 7日(月曜)	企画評価(プレゼンテーション)
令和6年10月11日(金曜)	請負事業者決定通知の発行
令和6年10月21日(月曜)	契約締結(予定)

#### 6. 仕様説明会の開催日時等

- (1) 開催日時：令和6年9月6日(金曜) 10時30分～
- (2) 開催方法：オンライン(Zoom ウェビナーにて開催予定)

※仕様説明会に参加希望の場合は、下記の担当者まで、Eメールにて、①社名、②担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ、令和6年9月5日（木曜）17時までに「10. 問合せ先」のメールアドレスまで必ず連絡すること。

※仕様説明会に参加する際には、申込時に別添の機密保持誓約書も合わせて提出すること。

## 7. 仕様書等の交付

(1) 令和6年8月26日（月曜）から令和6年9月5日（木曜）まで、仕様書等はメールによるデータ送付による交付を受け付ける。

(2) メールによるデータ送付による交付を希望する場合は、「10. 問合せ先」のメールアドレスに、①社名、②担当者氏名・所属部署名・役職名を連絡すること。

※連絡時に別添の機密保持誓約書も合わせて提出すること。

(3) 仕様書等の交付又は仕様説明会に登録した事業者以外の競争参加は、原則、認めない。

## 8. 留意事項

(1) 採用の可否にかかわらず、本企画書の作成に係る費用は支払わない。

(2) 一度提出された書類の変更及び取り消しはできない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類や取得した情報等は本業務の採択に関する審査以外には使用しない。

(5) 選考については、結果のみ通知し選考内容については公表しない。

(6) 仕様説明会参加者及び資料の交付を受けた者であって本選考への参加を辞退する場合、令和6年10月1日（火曜）17時までに、辞退の旨を「10. 問合せ先」のメールアドレスに連絡すること。

後日、辞退届を提出するとともにデータを確実に消去すること。

## 9. その他

企画評価（プレゼンテーション）の内容および日程、選考基準、仕様書、契約書案、支払い条件、概算予算額等については、「7. 仕様書等の交付」に明示しているほか、「6. 仕様説明会の開催日時等」において説明する。

10. 問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部 地域・連携推進課

担当：松平、野木森（のぎもり）、鎌田

〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町2番1号 博多FDビジネスセンター3階

電話：092-260-1355

メールアドレス：renkeishien-kyushu@smrj.go.jp

この公募に関する掲載期間は、令和6年8月26日（月曜）から令和6年9月5日（木曜）までとする。

以上

(別添)

令和 年 月 日

## 機密保持誓約書

独立行政法人中小企業基盤整備機構 御中

住 所

会社名

印

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が行う「令和6年度 九州地域における事業承継施策普及のためのコンテンツ制作等業務」の請負先選定に関する機密保持について、参加（予定）事業者である当社は、以下のとおり誓約します。

- (1) 当社は、「令和6年度 九州地域における事業承継施策普及のためのコンテンツ制作等業務」の公募に関する資料を閲覧するに当たり、中小機構から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）について、第三者に開示又は本調達以外の目的で利用しないものとする。ただし、第三者への開示又は本調達以外の目的で利用することにつき、事前に中小機構に協議の上、承認を得たものは除くものとする。
- (2) 当社は、中小機構の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 当社は、本公募に関与した当社の所属社員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 当社は、本調達終了後、当社の事業所内部に保有されている本調達に係る中小機構に関する情報を速やかに中小機構に返却するものとする。
- (5) 当社は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等関係法規を遵守するものとする。
- (6) 本件に係る詳細な事項及び機密保持誓約書に記載のない事項については、必要に応じ、中小機構と協議を行い、決定するものとする。

以上